

食品リサイクル法の概要

<概要>

- 食品廃棄物について、飼料・肥料等としての再生利用または発生抑制・減量を促進するため食品の製造・加工・卸売・小売事業者及び外食産業に取組を義務づけるもの

<再生利用を促進するための措置：規制緩和事項>

- 肥飼料化等を行う事業者の登録制度の創設
- 再生利用事業計画の認定制度の創設
(食品関連事業者・農林漁業者・再生利用事業者の共同再生利用を促進するための措置)

主務大臣（環境大臣、農林水産大臣）

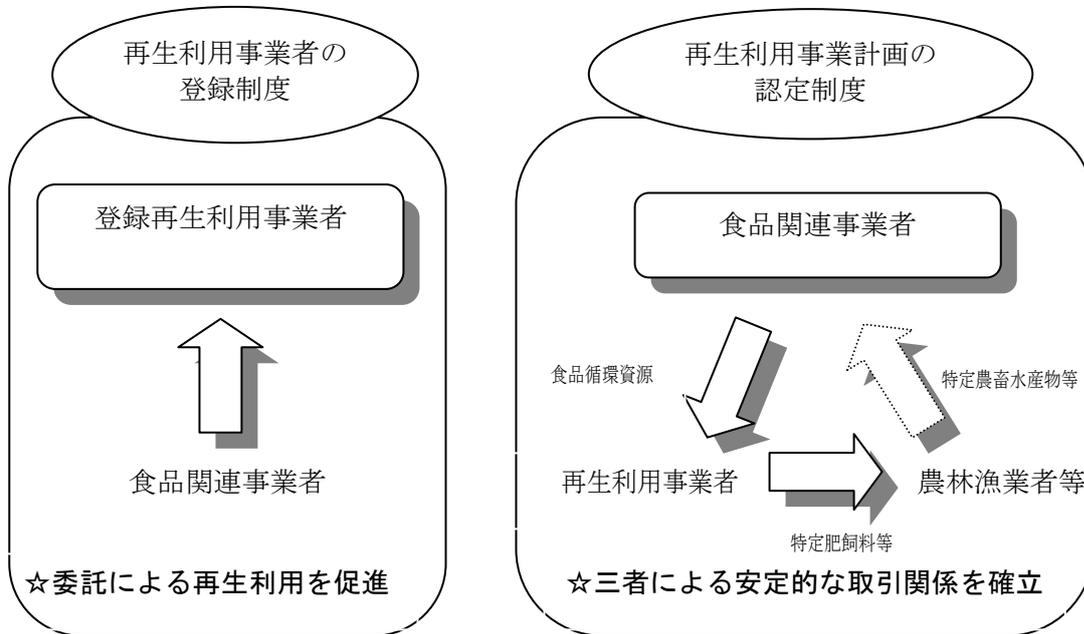
- 基本方針の策定
 - ・食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標
- 食品関連事業者の判断基準の策定
 - ・基本方針の目標を達成するために取り組むべき措置
 - ①食品関連事業者ごとの再生利用等の実施率目標
 - ②発生抑制目標

指導・助言

勧告・命令

食品関連事業者
食品の製造、流通、販売、外食など

うち年間排出者100トン以上の者



<規制緩和事項>

- (1) 廃棄物処理法の特例
一般廃棄物収集運搬業の許可について
 - ①大臣登録を受けた再生利用事業者の事業場に持ち込む場合は、荷卸し地の許可不要
 - ②大臣認定を受けた再生利用事業計画の範囲内においては、収集運搬に係る許可不要
- (2) 肥料取締法・飼料安全法の特例
製造、販売等の届出不要